

Weekly Report

第556号
令和2年6月8日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来月10日施行、自筆証書遺言書保管制度

◆法務局で自筆証書遺言書の保管が可能に

民法の相続に関するルールを大幅に見直した相続法の改正は、①自筆証書遺言の方式緩和（平成31年1月13日施行）、②預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し、特別の寄与の制度など（令和元年7月1日施行）、③配偶者居住権の創設など（令和2年4月1日施行）と段階的に施行されています。

また、相続法の改正とともに成立した遺言書保管法が本年7月10日から施行となり、法務局において自筆証書遺言書を保管する制度が開始されます。

自筆証書遺言は現状、自宅で保管するケースが多いことから、紛失や亡失、相続人による遺言書の廃棄、隠匿、改ざんのおそれがあるなどの問題がありますが、法務局に自筆証書遺言を預けることが可能になり、保管された遺言書は家庭裁判所の「検認」が不要となります。

◆遺言者と相続人等が行う主な手続き

遺言書の保管は全国の法務局で取り扱われ、遺言者の住所地や本籍地、又は遺言者が所有す

る不動産の所在地を管轄する法務局に対して申請できます。なお、遺言者が亡くなる前に本人以外が保管した遺言書は閲覧等を行うことはできません。

遺言者が亡くなった場合、相続人等は法務局に遺言書保管事実証明書の交付を請求することで遺言書が保管されているかを確認することができ、保管された遺言書がある場合は、閲覧請求等ができます。閲覧等が行われた場合は、その方以外の相続人等に対して遺言書が保管されている旨が通知されます。

なお、保管の申請や閲覧請求などは手数料がかかります。また、全ての手続きに予約が必要となります。

特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

緊急経済対策における税制上の措置では、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して、公的貸付機関等（地方公共団体、政府系金融機関等）又は民間金融機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付けについて、「消費貸借契約書」の印紙税が非課税となる措置が設けられました（令和3年1月31日までに作成されるものに適用）。

既に該当する消費貸借契約書の印紙税を納付している場合には、税務署に過誤納確認申請を行うことで印紙税額に相当する金額の還付が受けられます。その際、申請書の提出とともに契約書等（原本）の提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類（原本）の提出が必要となります。

感染防止とともに行う熱中症予防のポイント

新型コロナに伴い、マスクの着用や3密を避ける等を実践することが求められる中での、熱中症予防行動の留意点を取りまとめられています。

ポイントは、①屋外で人と十分な距離が確保できる場合には、マスクをはずすようにする、②マスク着用時は負荷のかかる作業や運動を避け、人との距離を十分にとった上で適宜マスクをはずして休憩する、③冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整する、などです。